

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

消費生活トラブル情報

注目!

若者版

令和6年3月7日
—第69号—

暗号資産のもうけ話に注意!

仮想

Virtual

相談事例

知人に暗号資産（インターネットの中だけでやりとりされる、通貨のような機能を持つ電子データ、仮想通貨とも呼ばれます）の自動売買でもうかると誘われ自動売買ソフトを購入した。もうからず、信用できないので返金してほしい。

アドバイス

● SNSなどで知り合った面識のない相手から暗号資産の投資を勧められた際は、詐欺的な投資話を疑ってください。暗号資産交換業者は、金融庁・財務局への登録が必要です。相手の素性、投資内容やもうかった話の真偽を確かめることは難しく、連絡が取れなくなる可能性もあります。お金を支払ってしまうと、被害を回復することは極めて困難です。

● 取引内容やリスクが十分に理解できなければ契約しないようにしましょう。暗号資産は価格が変動することがあり、価格が急落して損をする可能性があります。たとえ、取引相手が登録業者の場合でも、こうしたリスクと取引の内容を十分に理解できなければ取引をしないでください。

● 困ったときは、お近くの消費生活センターに相談しましょう。



山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

お知らせ

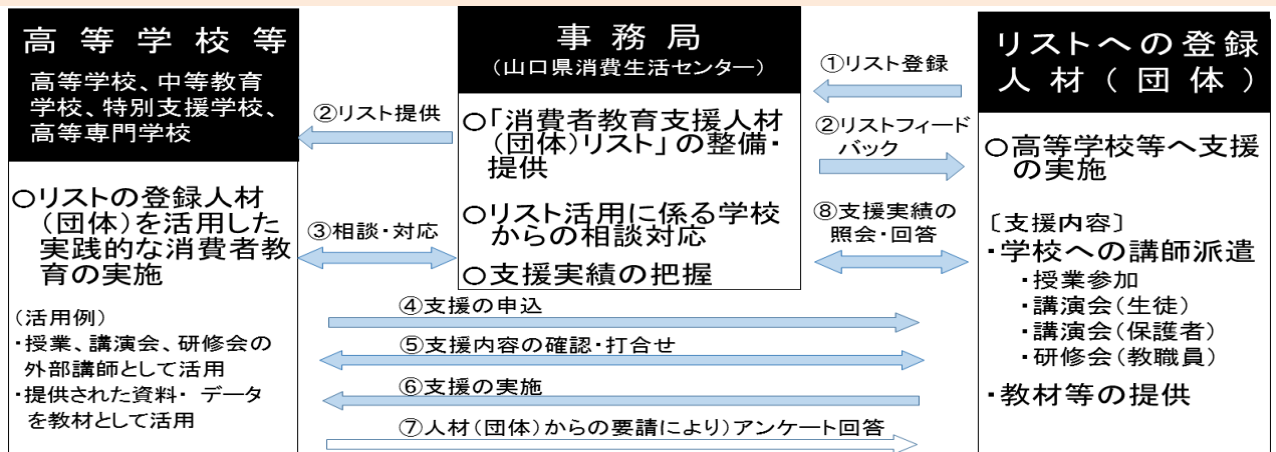
高等学校等の消費者教育を支援しています！

「高等学校等への消費者教育支援人材(団体)リスト」

リストには、高等学校等で消費者教育の支援ができる人材（団体）31団体（令和6年3月現在）を登録し、県HPに掲載しています。専門的知識・経験のある人材（団体）をぜひ御活用ください。

また、どの団体に講座を依頼すればいいのかわからない、といった場合は県消費生活センターまでお問い合わせください。

リストの活用イメージ



山口県HP：<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/35/14808.html>

お知らせ

消費者啓発出前講座の講師を派遣します

山口県消費生活センターでは、無料で消費者講座の講師を派遣しております。来年度の授業等にご活用ください。

講師の派遣を希望される場合は、「講師派遣申請書」を県HPからダウンロードして、郵送・FAX・メール等でお申し込みください。

申込日によっては派遣できないことがありますので、申請はお早めにお願いします。



山口県HP <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/shohi-center-top/14786.html>

消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1

→ ○郵便番号(7桁)入力
を押す

郵便番号が分からない

2

→ ○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど